

国立大学法人富山大学職員の懲戒の審査規則

平成 17 年 10 月 1 日 制 定	平成 18 年 10 月 24 日 改 正
平成 20 年 6 月 10 日 改 正	平成 23 年 4 月 12 日 改 正
平成 28 年 2 月 9 日 改 正	令和 3 年 3 月 23 日 改 正
令和 6 年 4 月 23 日 改 正	令和 6 年 12 月 24 日 改 正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学職員懲戒規則（以下「懲戒規則」という。）第 7 条第 1 項に基づき、国立大学法人富山大学に勤務する職員の懲戒の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒委員会の設置)

第 2 条 役員会は、職員の懲戒審査にあたっては、原則として懲戒委員会を設置し、事案の審理を行わせるものとする。

2 役員会は、懲戒委員会の設置にあたっては、懲戒委員会が中立性を保持し、かつ、公正妥当な審理を行うことができるよう努めなければならない。

(懲戒委員会の構成)

第 3 条 懲戒委員会は、事案に応じて次に掲げる者のうちから、役員会が指名するものをもって組織する。ただし、審査を受ける職員（以下「被審査者」という。）と同一部局（事務局においては同一部並びに法人監査室においては当該室）に所属する者及び当該審査に係る審理又は調査に影響を及ぼすとみなされる者は除くものとする。

- (1) 理事（事務局長を兼ねる場合を除く。）
- (2) 教育研究評議会評議員（国立大学法人富山大学職員就業規則第 2 条第 2 項に規定する教育職員の懲戒審査の場合のみ。）
- (3) 事務局長
- (4) 総務部長
- (5) その他役員会が必要と認める者

2 役員会が第 1 項第 2 号に規定する者の中から指名する委員は、教育研究評議会からの推薦に基づき役員会が指名するものとする。

3 懲戒委員会が必要であると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、役員会の議を経て、助言等を行うための特別委員を置くことができる。

4 前項に規定する特別委員は、弁護士をもって充てる。

(懲戒委員会の責務及び権限)

第 4 条 懲戒委員会は、公平性、中立性を維持し、その審理を行わなければならない。

2 懲戒委員会は、審理にあたっては、被審査者に十分な反論の機会を与えなければならない。

3 懲戒委員会は、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見説明を聞くことができる。

4 懲戒委員会は、必要があると認めたときは、被審査者の出頭を求めて調査することができる。

5 懲戒委員会は、必要があると認めたときは、学長に対し役員会の招集を請求することができる。

6 懲戒委員会は、審理、調査の結果に基づき、審査報告書及び審査処分説明書（案）を作成し、役員会に報告しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、懲戒委員会に関する事項は、役員会の承認を得て懲戒委員会が定める。

（審査の通知書）

第5条 役員会は、被審査者に対し、審査の事由を記載した通知書（以下「審査通知書」という。）を交付する。

2 審査通知書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

3 役員会は、審査通知書の交付に当たり、被審査者がその受取を拒否するときは特定記録郵便の郵送により、被審査者の所在を知ることができないときは、公示送達により、これを行う。

4 役員会（懲戒委員会を設置した場合は、懲戒委員会（以下「役員会等」という。））は、被審査者が前項の審査通知書を受領した日の翌日から起算して14日目の17時までに弁明を請求した場合には、被審査者に対し、口頭又は書面で弁明する機会を与えなければならない。

（弁明の請求）

第6条 被審査者が、前条第4項の規定により弁明する機会を請求するには、別記様式第2号の様式による弁明請求書により行わなければならない。

2 弁明を請求する職員（以下「弁明請求者」という。）は、弁明請求書を、役員会等に提出しなければならない。

3 弁明請求書には必要であると認める関係書類、資料を添付することができるものとし、審査の係属中においても、これを提出することを認めるものとする。

4 弁明請求者が参考人を要請するときは、別記様式第3号の様式による参考人要請理由書を併せて提出するものとする。

5 弁明請求者が弁明請求書の記載内容を変更しようとするときは、書面をもって速やかに役員会等に届け出なければならない。

（措置の決定及び通知）

第7条 役員会等は、弁明請求書を受領したときは、その措置を決定し、その結果、必要と認められる事項を次条第1項の日時又は第9条第1項の日の少なくとも7日前までに弁明請求者に書面で通知しなければならない。

（口頭弁明）

第8条 弁明請求者は、口頭で弁明する場合には役員会等が定める日時に出頭しなければならない。

2 弁明請求者が前項の日時に正当な理由なく出頭せず、又は出頭していても弁明をしない場合には、弁明の請求を取り下げたものとみなす。

3 弁明請求者が病気その他やむを得ない事由により第1項に規定する弁明ができない場合には、その事由を証明する書類を添付した理由書を提出しなければならない。

（書面弁明）

第9条 弁明請求者は、書面で弁明する場合には役員会等が定める日までに弁明書を提出しなければならない。

2 弁明請求者が前項の日までに正当な理由なく弁明書を提出しなかった場合には、弁明の請求を取り下げたものとみなす。

3 弁明請求者が病気その他やむを得ない事由で第1項の日までに弁明書を提出することができない場合には、その事由を証明する書類を添付した理由書を提出しなければならない。

(弁明請求の取下げ)

第10条 弁明の請求は、第8条第1項の日時又は前条第1項の日までは、これを取り下げることができる。

2 弁明請求者が前項の取下げを行う場合には、書面で行わなければならない。

(再審査請求の方法)

第11条 懲戒規則第11条に規定する再審査の請求（以下「再審査請求」という。）は、次に掲げる事項を記載し、再審査を請求する職員（以下「再審査請求者」という。）が記名した再審査請求書を、懲戒処分書の写し（1部）及び請求の理由を証明するに足りる資料とともに学長に提出しなければならない。

(1) 再審査請求者の氏名、住所及び生年月日並びに再審査請求者が現に職員である場合は、その所属部局名及び職名

(2) 再審査請求者の処分を受けた時に占めていた職名及び部局名

(3) 処分の内容及び時期

(4) 懲戒処分書を受領した時期

(5) 再審査を請求する理由

(6) 再審査の請求年月日

2 再審査請求は、代理人をもって行うことができる。この場合は、再審査請求書に再審査請求を行う代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、再審査請求者の署名に代えて当該代理人が記名押印を行わなければならない。

(再審査請求の決定及び通知)

第12条 役員会は、懲戒規則第13条に規定する決定を、学長に、再審査請求書が提出された日から14日以内に書面で通知する。

2 学長は、前項の通知を受けて、その結果を（却下したときはその理由を付して）再審査請求者及び再審査請求者が所属する部局等の長に、再審査請求書が提出された日から21日以内に書面で通知する。

(再審査請求の取下げ)

第13条 再審査請求者は、再審査請求に関する処分の決定があるまでは、これを取り下げることができる。

2 再審査請求者が前項の取下げを行う場合は、書面で行わなければならない。

(代理人の選任及び解任等)

第14条 再審査請求者は、適宜に代理人を選任し、及び解任することができる。

2 再審査請求者は、代理人を選任し、又は解任したときは、その代理人の氏名、住所及び職名又は職業を役員会に書面で届け出なければならない。

3 再審査請求者は、代理人に対して次条ただし書きに規定する特別の委任を行った場合又

はその委任を撤回した場合には、その旨を記載して、役員会に書面で届け出なければならない。

- 4 役員会は、審理を行うにあたって、円滑迅速な進行と公正な運営を期するため、特に必要があると認めるときは、審理に出席する代理人の数を制限することができる。

(代理人の権限)

第 15 条 代理人は、再審請求者のために、その事案の審査に関する一切の行為を行うことができる。ただし、再審請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り行うことができる。

(準用等)

第 16 条 第 2 条から第 10 条までの規定は、再審査について準用する。この場合において、第 5 条第 4 項及び第 6 条第 1 項中「被審査者」とあるのは「再審請求者」と、第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条第 2 項中「弁明請求者」とあるのは「再審請求者又はその代理人」と、第 3 条第 1 項ただし書き中「被審査者」とあるのは「再審請求者」と、第 4 条第 2 項及び第 4 項中「被審査者」とあるのは「再審請求者又はその代理人」と読み替えるものとする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、職員の懲戒の審査に関し必要な事項は役員会が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 12 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において学長から役員会に懲戒に関する審査を付議している事案については、なお従前の例による。
- 3 教育職員以外の職員の懲戒審査の手續に関する取扱い（平成 25 年 3 月 5 日役員会決定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 24 日から施行し、令和 6 年 10 月 22 日から適用する。

別記様式第 1 号

審 査 通 知 書

氏 名	所 属
職 名	
審査の対象となった行為等	根拠規則
審査内容 (事実関係)	
富山大学役員会は、上記の審査内容について、国立大学法人富山大学職員就業規則第38条第 1 項の規定により審査することに決定したので通知する。 (教示) この審査通知書を受領した日の翌日から起算して14日目の17時までに弁明を請求した場合は、口頭又は書面でこれを行う機会が与えられる。 富 山 大 学 役 員 会	
(決定日付) 年 月 日	(交付日付) 年 月 日

別記様式第 2 号

弁 明 請 求 書

(氏 名)	(職名)
(請求の理由)	
(弁明の方法についての希望) 口 頭 弁 明 を希望します。 書 面 弁 明	
(参考人についての要否) 参考人を要請 します。 しません。	
上記のとおり弁明を請求します。 年 月 日 請求者 住所 氏名	

記入要領

- 1 (請求の理由) 欄には、審査通知書に対する不服の事由を記入してください。
- 2 (弁明の方法についての希望) 欄及び (参考人についての要否) 欄は、不要のものを消してください。
- 3 参考人を要請するときは、参考人の氏名、職業、住所、参考人を必要とする理由及び参考人の説明方法を別記様式第 3 号に記入してください。
- 4 この請求書に必要と認める資料を添付することができます。

別記様式第 3 号

参 考 人 要 請 理 由 書

(参考人の氏名)	(参考人の職業)
(参考人の住所)	
(参考人を必要とする理由)	
(参考人の説明方法)	
口 頭 説 明 を希望します。 書 面 説 明	